

関東甲信越ブロック
高齢者悪質商法被害防止共同キャンペーン

高齢者の悪質商法被害

気づいてニグナル
防ごうトラゾール!!



高齢者への
積極的な声かけ



「このままだと
大変なことになると
契約を迫られている高齢者」



通信販売で
たくさんの商品を
抱える高齢者



高齢者が悪質商法被害にあう前には
いくつかの「シグナル」があります。
周囲の人々の見守りや高齢者本人がその「シグナル」に気づけば、
被害を事前に防ぐことができます。
「あれ?おかしいな?」と感じたら、まず身近な人に相談しましょう。

☎188なら
土日も
相談できます

困ったときには、まず相談!
消費者ホットライン

い や や
局番なし ☎188

(お住まいの地域の相談窓口をご案内します)

群馬県消費生活センター

群馬県消費生活センター 検索
<https://www.pref.gunma.jp>



悪質商法の手口にシグナル点灯! 「あれ



点検商法

「このままだと大変なことになる」など不安をあおる文句で契約を迫られた!

お宅の屋根瓦ずれていきますね。無料で点検しますよ。



点検だけなら

1

大雨の影響を受けていますね。このまま放置すると雨漏りがしますよ。



2

火災保険を使えば無料になるので、すぐに修理したほうがいいですよ。



無料なら...

3

老朽化による部分もあるので申請された保険金全額はおりませんね。



話が違う...!



4

対策

◆その場で判断しない。

◆少しでもおかしいと思ったら、消費生活センターや身近な人に相談する。



外壁・床下などでも無料点検によるトラブルがあります。

気づきのシグナル

- 見慣れない工事業者がたびたび出入りしていないか気にかける。
「本当に必要なの?」など周りからの声掛けで被害に気付くことも。



架空・不当請求

「身に覚えのない」請求がきた!



対策

◆相手の電話番号が記載されていても、絶対に連絡しない。

◆連絡してしまい金銭を要求されても、絶対に支払わない。



SMSのほか、はがきや封書を送りつける手口もあります。

気づきのシグナル

- 困ったりおびえた様子がないか日頃から気にかける、積極的に声をかける。

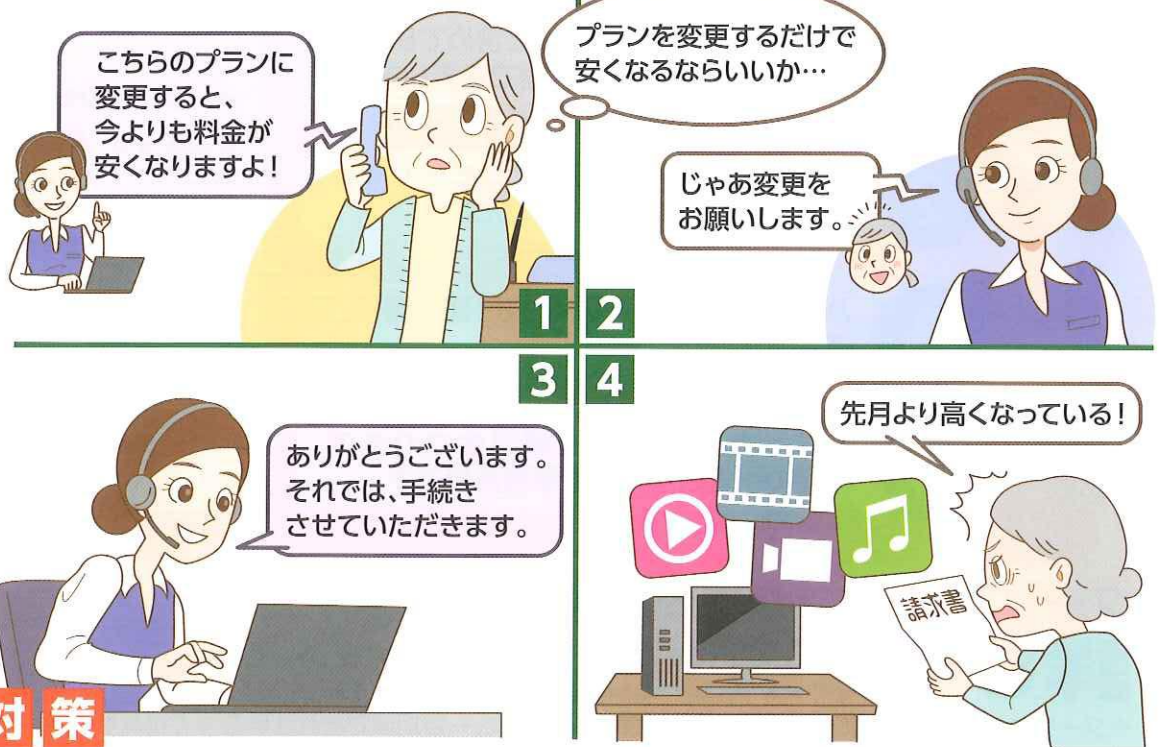


消費者ホットライン 局番なし ☎ 188 (いやや)

っ?おかしいな?」と思ったら、すぐ相談!

インターネット接続 回線の契約トラブル

「安くなる」はずが、前より高額になった!



対策

- ◆事業者の説明をうのみにせず、契約内容をしっかり確認する。
- ◆必要がなければきっぱり断る。

気づきのシグナル

- 見慣れない契約書や請求書がないか気にかける。
小さな変化を見逃さず、本人に「何か困っていませんか?」と声をかける。



通信回線契約には、クーリング・オフ制度の適用がありません。電気通信事業法により「初期契約解除制度」などの類似した制度があります。

通販 トラブル

「お試し価格」で購入したら、「定期購入が条件」だった!



対策

- ◆通信販売で商品を購入する際は、注文する前に購入・返品条件を確認する。



通信販売には、法律上のクーリング・オフ制度はありません。

水回り 修理トラブル

「格安修理」のはずが、思わぬ高額請求に!



対策

- ◆あせって修理を依頼せず、複数の事業者から見積もりを取って検討する。

訪問販売・電話勧誘販売などの契約解除には、 「クーリング・オフ」制度を利用しましょう!

クーリング・オフの手続きの手順

1

契約書面を受け取った日を含めて8日以内
(例外もあります)に、書面で通知します。

2

ハガキに書いて、両面をコピーします。
コピーは大切に保管してください。

3

ハガキは「特定記録郵便」か「簡易書留」で
送ります。

4

支払ったお金は、全額返金されます。
商品の引き取り料金は業者負担です。

ハガキの書き方の例

通 知 書

次の契約を解除します。

契約年月日 令和〇〇年〇月〇日

商品名 〇〇〇〇

契約金額 〇〇〇〇〇〇円

販売会社 株式会社XXXX 〇〇営業所
担当者△△△△

支払った代金〇〇〇〇円を返し、
商品を引き取ってください。

令和〇〇年〇月〇日

群馬県〇市〇町〇丁目〇番〇号

氏名 〇〇〇〇

クーリング・オフができる場合・期間など 詳しくは消費生活センターへ

※クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間であれば無条件で契約を解除できる制度です。販売員などから強引な勧誘を受け、契約してしまった場合などに利用できます。

特定商取引に関する法律では、事業者が訪問販売や電話勧誘販売をする際、「販売目的である」と最初に告げることが義務付けられています。また、消費者が勧誘を断った場合に、勧誘を続ける行為も禁止されています。

クーリング・オフ期間を過ぎていても、
専門の相談員が問題解決の方法と一緒に探します。
あきらめないで、まずは相談を!

むむっ
手強い!



困ったときは、お近くの消費生活センターにご相談ください。

群馬県消費生活センター (日曜、祝日、年末年始は休み)

県庁昭和庁舎1階 ☎ 027-223-3001

○月～金曜：9時～16時30分(電話、来所)

○土曜：9時～12時／13時～16時30分(電話のみ)

※来所相談は予約制

- 前橋市消費生活センター ☎027-230-1755
- 高崎市消費生活センター ☎027-327-5155
- 桐生市消費生活センター ☎0277-40-1112
- 伊勢崎市消費生活センター ☎0270-20-7300
- 太田市消費生活センター ☎0276-30-2220
- 沼田市消費生活センター ☎0278-20-1500
- 館林市消費生活センター ☎0276-72-9002
- 渋川市消費生活センター ☎0279-22-2325
- 藤岡市消費生活センター ☎0274-20-1133
- 富岡市消費生活センター ☎0274-63-6066

- 安中市消費生活センター ☎027-382-2228
- みどり市消費生活センター ☎0277-76-0987
- 甘楽町消費生活センター ☎0274-74-3306
- 玉村町消費生活センター ☎0270-20-4020
- 板倉町消費生活センター ☎0276-82-7830
- 明和町消費生活センター ☎0276-84-3299
- 大泉町消費生活センター ☎0276-63-3511
- 邑楽町消費生活センター ☎0276-47-5047
- 吾妻郡消費生活センター ☎0279-75-1166